

チェコ共和国における外国人の滞在について

【はじめに】

本【参考情報】は、チェコ政府作成の資料及び当館領事部が独自に収集した情報等¹をもとに、チェコ共和国の査証及び居住許可に関連する事項をとりまとめたものです。記載された内容は必ずしも最新のものとはいえませんが、作成にあたっては法規等の根拠を示すとともに、チェコ側の実務的な取扱をも可能な限り反映させました。

罫線で囲まれている部分や脚注は当館領事部よりのコメント、その他本文についてはチェコ政府作成資料を翻訳（必要に応じて意識）したものとお考え下さい²。また、本【参考情報】はあくまで参考情報であって、チェコ側との関係において何ら法的な意義を持ち得ない点、予めご了承下さい。

本【参考情報】が、査証及び居住許可に関する在留邦人の皆様の理解の一助となれば幸いです。

基本情報

(1) チェコ共和国における外国籍の者の滞在に関する諸要件は、外国人滞在法及び同改正法（以下、「外国人滞在法」）³によって規定される。

(2) チェコ共和国に滞在する外国籍の者は、EU市民⁴と第三人⁵の二つのカテゴリーに大別される。

(3) チェコ共和国における外国籍の者の滞在は、EU/EC規則によっても規定される。査証（ビザ）については、理事会規則（EC）No. 539/2001⁶によって規定される。

(4) チェコ共和国は、2007年12月21日以降、シェンゲン・アキ⁷を全面的に導入している。

90日／3か月以内の滞在

1. 無査証での滞在

理事会規則（EC）No. 539/2001が規定している、いわゆる「ホワイト・リスト」に記載されている国家の国籍を有する者は、90日以内かつ「観光目的」⁸であれば、査証を取得することなくチェコ共和国／シェンゲン域内での滞在を認められる。

¹ 在留邦人の皆様から当館領事部に寄せられた情報も含まれています。

² チェコの法律はチェコ語で作成されますが、それがチェコ当局によって英語に翻訳され、その英語版を更に日本語に翻訳した場合、原文（チェコ語）と意味が異なる場合もあり得ます。

³ Act No. 326/1999 of Coll., on the stay of foreign nationals in the territory of the Czech Republic and on amendments to certain acts.

⁴ EU市民のカテゴリーには、EU加盟国の国籍を有する者及びその家族のほか、EEA（欧州経済領域）加盟国であるノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの国籍を有する者及びその家族、スイスの国籍を有する者及びその家族が含まれる。

⁵ Nationals so called third countriesの訳語として、「第三人」を用いた。EU市民及びチェコ国民ではない者という意味で、チェコに滞在する日本人は、このカテゴリーに含まれる。

⁶ シェンゲン域内に短期滞在する際の査証の取得について、国籍別に規定しているもの。

⁷ シェンゲン協定及びその関連規則の総称。

⁸ 入国目的は、本人の申告に基づき、チェコ当局が判断する。従って、「観光目的」には、純粋な旅行のみならず、親族・知人訪問をはじめ、報酬を得ることを目的としない諸活動も含まれる。

チェコ共和国との間で査証免除取極を締結している国家の国籍を有する者は、3か月以内かつ「観光目的」であれば、査証を取得することなくチェコ共和国／シェンゲン域内での滞在を認められる。

【重要】

日本はチェコ共和国との間で査証免除取極を締結しているため、「観光目的」と認定されれば、査証を取得することなく3か月以内の滞在が可能です。但し、滞在可能期間は、シェンゲン域内に入域した最初の日から起算して（遡って）6か月の間に合計で3か月と定められているほか、シェンゲン域内の各国での滞在が積算されるので、注意が必要です。また、「観光目的」であるか否かは、シェンゲン域内の各国出入国当局が判断する問題ですので、滞在可能期間及び入国目的等について疑問がある場合には、各国出入国当局にご確認下さい。

2. 短期査証 (Short-term visa)

領域内の通過 (Transit) や90日を超えない滞在を目的とする場合に要求される査証。日本とチェコ共和国は査証免除取極を締結しているため、観光目的の日本人は取得を要しない。

90日を超える長期滞在

1. 長期滞在査証 (visa for a stay exceeding 90 days)

雇用 (employment)・ビジネス (business)⁹・学問 (study)・研究 (research) などの目的で、90日を超えて滞在する場合に要求される査証。

(1) 申請場所

チェコ共和国の在外公館。

【重要】

90日を超える長期滞在が予定されている場合、原則として、長期査証を取得した上でチェコ共和国に入国する必要があります。しかしながら、予定が変更になった場合など、諸般の事情で無査証のままチェコ共和国に入国された場合には、近隣にあるチェコ共和国の在外公館で申請することになります。

(2) 必要書類等

ア 旅券¹⁰

イ 滞在目的を証する書類

雇用目的の場合は、労働許可証（労働許可証申請中の場合は、その申請番号¹¹）など。また、ビジネス目的の場合は、取引登録証 (trade register) や商業登録証 (commercial register) など。

ウ 滞主に必要な財政的裏付けを証する書類¹²

エ 住居を証する書類¹³

⁹ 自ら営業を行う場合など。

¹⁰ 外国人滞在法第108条参照。

¹¹ Application reference numberの訳語として「申請番号」を用いた。

¹² 外国人滞在法第13条参照。

¹³ 外国人滞在法第31条参照。

アパート・家屋の所有権若しくは使用権を証する書類、アパート・家屋の所有者若しくは使用権者が作成した書面による証明。いずれの場合も、査証申請人による利用を許可する旨の所有者若しくは使用権者の署名が必要である。

オ 写真2枚

カ 旅行医療保険（※別途後述参照）

(3) 追加提出書類

当局の要求があれば、提出しなければならない書類。

ア 無犯罪証明書¹⁴

イ 健康診断書¹⁵

(4) 旅行医療保険 (health travel insurance)

長期査証の申請者は、査証の発給を受ける前に、その者の滞在期間を保証する旅行医療保険への加入を証明する書類を提出しなければならない¹⁶。

【重要】

日本からチェコに派遣されて一時的に就労する被用者等（以下「一時派遣被用者等」）の扶養家族については、当館が発行する日本の健康保険証のチェコ語による抜粋翻訳証明書を日・チェコ社会保障協定の適用証明書に添付して提出することにより、旅行医療保険への加入が免除されます。詳しくは、大使館ホームページをご覧ください。

(5) 却下事由

以下のいずれかに該当する場合、申請は却下される¹⁷。

ア 申請書とともに要件を具備した必要書類を提出しなかった場合

イ 申請書が正式なものでなかった場合

ウ 申請者が指紋と写真の提供を拒んだ場合

2. 長期居住許可 (Long-term residence permit)

(1) 申請適格者

以下のいずれかの要件を満たす外国人は、長期居住許可¹⁸を申請することができる。現在、長期居住許可は生体認証データを付したカード形態のものが発給されている¹⁹。

ア 長期査証に基づいてチェコに滞在している者

イ 一時的に1か月を超える期間のチェコへの滞在を希望する者

ウ 滞在目的が同じ者

(2) 必要書類等

ア 旅券

¹⁴申請人の国籍国が発給する無犯罪証明書のほか、過去3年間に6か月を超えて滞在した国家があった場合には、その国家が発給する無犯罪証明書も要求される。但し、15歳未満の者については、要求されない。外国人滞在法第174条及び同法第31条第5項(a)参照。日本人が最初に長期査証を申請する場合は、ほぼ例外なく提出を要求される。

¹⁵「深刻な病気」に罹患していないことの証明が要求される。外国人滞在法第31条第5項(b)参照。「深刻な病気」については、保険省規則No.274/2004 of Coll参照。

¹⁶旅行医療保険の提出免除については、外国人滞在法第180条第4項参照。

¹⁷申請却下の場合、申請者には申請書及び手数料が返還されるほか、申請却下となった具体的理由を記載した書面が交付される。外国人滞在法第53条第4項参照。

¹⁸extended stay permit.外国人滞在法42条参照。

¹⁹生体認証データについては、詳細後述。

- イ 滞在目的を証する書類
- ウ 滞中に必要な財政的裏付けを証する書類
- エ 住居を証する書類
- オ 写真2枚
- カ 旅行医療保険²⁰

【重要】

必要書類は、長期査証申請の際とほぼ同じです。但し、滞在目的を証する書類については、目的に応じ別途定められているので注意が必要です。

滞在目的を証する書類

- ア 雇用 (e m p l o y m e n t) 目的の場合
 - ① 労働許可に関する決定
 - ② 労働許可の有効期限延長に関する決定

【重要】

外国人滞在法における「雇用」(e m p l o y m e n t) の定義は、外国人が従事するためには、労働許可証か「グリーン・カード」若しくは「ブルー・カード」の取得が必要とされる活動を意味します²¹。

- イ ビジネス (b u s i n e s s) 目的の場合
 - ① 月額収入の総額を証明する書類
 - ② 従事するビジネスが関係機関に登録されていることの証明
 - ③ 強制執行され得る債務がないことの証明
・・・などなど
- ウ 家族との同居²²目的の場合
 - ① 家族関係を証する書類
 - ② 両親、法定代理人、またはその他の監護人との同居目的でない場合、これらの者の同意(但し、申請人が独立している場合、あるいは、子が既にチェコ共和国に居住している場合を除く)
 - ③ 同居後の家族の月額総収入を証する書類²³
- エ 留学 (s t u d i e s) 目的の場合
 - ① 申請者が未成年の場合は、両親若しくは法定代理人の同意
 - ② 滞在費用をまかなえるだけの十分な資力を有していることを証する書類
- オ 研究目的の場合
 - ① 受入に関する同意²⁴
 - ② 居住許可期間経過後に発生する申請人の滞在中に関する費用を保証することについての委託機関の書面による同意

(3) 申請先及び申請方法

申請先は内務省地方支局²⁵。本人出頭が原則であるが、特段の事情がある場合に

²⁰ 支払いを済ませていることの証明を求められることもある。

²¹ 外国人滞在法第 178b 条参照。

²² Common family cohabitation の訳として、「家族との同居」を用いた。

²³ 詳細は、外国人滞在法第 42b 条参照。

²⁴ Hosting agreement の訳語として、「受入に関する同意」を用いた。

は出頭が免除されることもある²⁶。

(4) 標準処理期間

60日以内から270日以内²⁷。

【重要】

法の趣旨（外国人滞在法第169条第1項）に基づくならば、「標準処理期間」ではなく「最長処理期間」とでも訳すべきですが、実際「最長処理期間」でさえ遵守されていない案件が散見されます。同条同項によれば、①永住許可は180日以内²⁸、②居住許可（家族の同居目的）は270日以内、③留学・研究目的は60日以内、④「ブルー・カード」発給は90日以内、⑤居住許可（「ブルー・カード」保持者の家族のため）は180日以内と定められています。

【重要】²⁹

長期居住許可は、複数回にわたって延長申請が可能です。原則として、延長申請の際に必要なとされる書類は、新規申請の場合と同じです。また、有効な長期居住許可の保持者は、滞在目的の変更申請を行うこともできます。

シェンゲン域内の移動

有効な居住許可の保持者は、6か月以内の3か月の間、シェンゲン域内を自由に移動・滞在することができる。但し、シェンゲン域内で労働に従事する場合には制限がある。

居住許可＋労働許可

居住許可と労働許可を一体化した制度として、「グリーン・カード」及び「ブルー・カード」が存在している。

1. グリーン・カード (Green Card)

居住許可と労働許可を一体化したものであり、日本、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの国籍を有する者が要件を満たした申請を行った場合に発給される。

(1) 種類

タイプA：大卒者及び重要な地位にある労働者

タイプB：専門学校以上の教育が要求されるポストの労働者

タイプC：その他の労働者

(2) 必要書類

ア 旅券

イ 写真

²⁵ 正式な呼称（英語）は、Offices of the department for asylum and immigration policy of the Ministry of the Interiorであるが、ここでは便宜上「内務省地方支局」という訳語を用いている。以下、同じ。

²⁶ 外国人滞在法第169条第14項。

²⁷ 外国人滞在法第169条第1項E号及びC号。ちなみに、EU市民については、120日以内と定められている。

²⁸ 一定の要件を満たした上での永住許可申請の場合、60日以内と定められている。

²⁹ 外国人滞在法第44a条及び第45条参照。

- ウ 申請するグリーン・カードの種類に応じた資質を証明する書類
- エ その他

必要に応じて、「深刻な病気を患っていない」ことを証明する健康証明書等の提出を求められることもある。

2. ブルー・カード (Blue Card)

居住許可と労働許可を一体化したものであるが、グリーン・カードよりも高資質を要求される業務に従事する目的でチェコに滞在する外国人に対し、要件を満たした申請がなされた場合に発給される。2011年1月1日施行の外国人滞在法改正により導入された。

(1) 必要書類³⁰

- ア 旅券
- イ 住居に関する書類
- ウ 写真
- エ 雇用契約書³¹
- オ 高資質を証明する書類
- カ 従事する業務が何らかの規制に服する場合には、規制を遵守していることの証明
- キ 家族の月額総収入（他のEU諸国でブルー・カード保持者だった場合）
- ク 旅行医療保険
- ケ その他

必要に応じて、犯罪経歴証明書³²や「深刻な病気を患っていない」ことを証明する健康証明書等の提出を求められることもある。

(2) ブルー・カード保持者に課せられる義務

- ア 雇用契約が終了した場合、内務省にその旨通知しなければならない。
- イ 雇用契約上の雇用主や地位に変更があった場合、
 - ① その変更がチェコ入国後最初の2年以内に生じる場合は、事前に内務省の同意を得なければならない。
 - ② その変更がチェコ入国後最初の2年以内に生じたものでない場合は、変化が生じる日から3業務日以内に内務省に届け出なければならない。
- ウ 滞在に関連する事実に関する通知義務

チェコ共和国における永住制度

日常生活のほとんど全ての場面において、永住許可を有する外国籍の者は、チェコ国籍の者と同一の地位を有する。

1. EU諸国またはチェコ共和国の国籍を有する者の家族のための永住許可

EU諸国またはチェコ共和国の国籍を有する者と家族関係にある外国籍の者は、「EU市民の家族」³³の資格で永住許可を申請することができる。

³⁰ 外国人滞在法第42j条参照。

³¹ 高資質を要求される業務に1年以上雇用されることが条件。また、チェコの平均賃金の1.5倍以上に相当する契約賃金が明記されていることも必要。

³² いわゆる警察証明書。犯罪経歴証明書の翻訳証明については、大使館HP参照。

³³ A family member of an EU citizenの訳語として「EU市民の家族」を用いた。

(1) 申請のための要件³⁴

ア 5年以上継続してチェコ共和国に滞在していること

または、

イ チェコ市民の家族として2年以上継続してチェコ共和国に滞在していること、若しくは、永住許可を受けた他のEU諸国の市民の家族として2年以上継続してチェコ共和国に滞在していること

(2) 拒否理由

チェコ外国人滞在法第 87k 条に規定されている場合には、内務省は申請を拒否することができる。

(3) 必要書類等

ア 旅券

イ 写真2枚

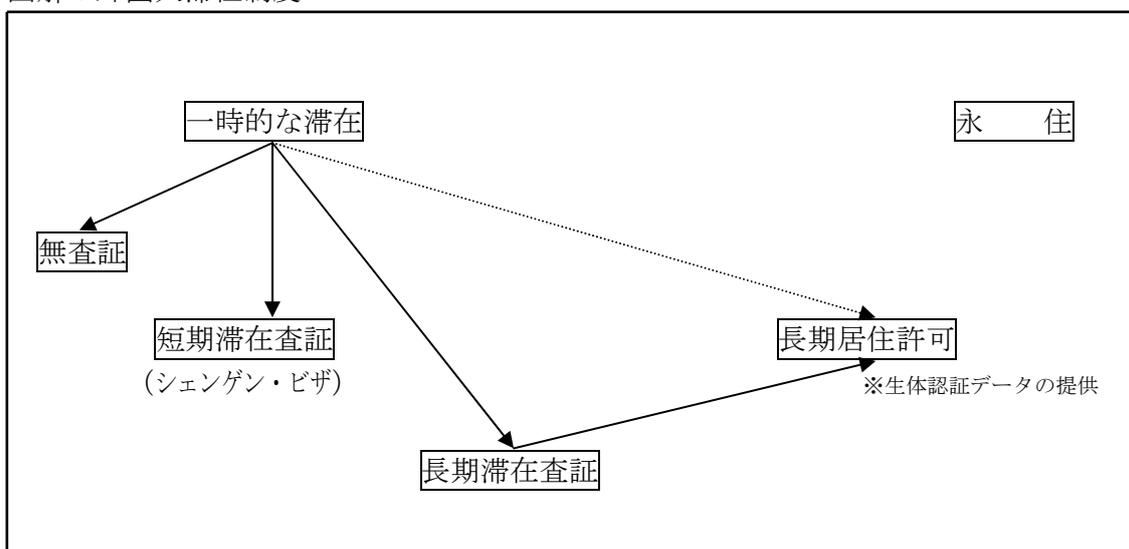
ウ 住居関係書類

エ その他：チェコ外国人滞在法第 87i 条等参照。

2. その他の永住許可

EU諸国またはチェコ共和国の国籍を有する者の家族でなくても、一定の条件を満たした場合、永住許可を申請することができる³⁵。

図解：外国人滞在制度



³⁴ チェコ外国人滞在法第 87h 条 1 項各号参照。

³⁵ チェコ外国人滞在法第 66 条及び第 68 条参照。

【重要】

日本からチェコに長期滞在目的で来られる方（留学生・日系企業関係者等）は、チェコの在外公館で長期滞在査証を取得した上で、チェコに入国するのが原則です。長期滞在査証の有効期間満了後も引き続きチェコ国内に滞在される場合には、有効期間満了前に長期居住許可を申請する必要があります。個別具体の事情にもよりますが、長期滞在査証から長期居住許可への切替、長期居住許可の更新の場合には、有効期間満了の14日前までに申請手続きを完了しなければなりません。現在保持している滞在査証・居住許可の有効期間満了後も引き続き滞在看込まれる方は、早めに内務省地方支局に申請・ご相談されることをお勧めします³⁶。

生体認証カード

2011年7月4日より、居住許可³⁷に生体認証データを埋め込んだ生体認証カードが導入された。その結果、生体認証データとして、顔写真と指紋が採取されることになった。生体認証カードの導入は、EU規則に基づくものであり、その対象はチェコ共和国に長期滞在若しくは永住する第三人である。

(1) 内務省地方支局

生体認証データを採取するための装置を具備している内務省地方支局。具体的には、別添の内務省地方支局リスト³⁸のうち、BIOマークが付記されている場所で採取される。

(2) 長期居住許可（永住許可）を国外で申請した場合

長期居住許可（永住許可）をチェコの在外公館で申請した場合³⁹、チェコ入国後3業務日以内に内務省地方支局に出頭し、居住許可の取得に必要な生体認証データを提供しなければならない。

(3) 長期居住許可（永住許可）を国内で申請する場合

長期居住許可（永住許可）をチェコ国内で申請する場合、内務省地方支局に出頭し、生体認証データなど必要な情報を提供しなければならない。

【重要】

生体認証データの提供に際しては、往訪する内務省地方支局で事前に予約を取っておくことをお勧めします。予約は電話でも可能です。また、生体認証データの提供から60日以内に長期居住許可（永住許可）カードを取得するために内務省に再度出頭しなければなりません⁴⁰。従って、申請または生体認証データ提供の際は、忘れないように連絡先を当局に伝えておく必要があります。

(4) 罰則

³⁶ 14日前までに申請手続きが完了しなかった場合、内務省地方支局の窓口が申請書類等を受理しても、その後、手続き要件を具備していなかったことを理由として申請が却下されるというケースも散見されるので注意が必要。

³⁷ 従来の居住許可は、旅券に添付されるシール状のものであった。

³⁸ 2011年8月15日現在。最新情報は、<http://www.mvcr.cz/cizinci>で確認できる。

³⁹ チェコの在外公館で長期滞在査証を取得した上で、入国することを前提とした規定。

⁴⁰ 当局から呼び出しがかかります。

- ア チェコ国外で長期居住許可（永住許可）を申請したにもかかわらず、査証の有効期間内に、①右許可を取得するためにチェコに入国しなかった場合、②生体認証データを提供しなかった場合、③右許可を受け取るために内務省地方支局に出頭しなかった場合、最高10,000コルナの罰金を科される。
- イ チェコ国内で長期居住許可（永住許可）を申請したにもかかわらず、①生体認証データを提供しなかった場合、②右許可を受け取るために内務省地方支局に出頭しなかった場合、最高10,000コルナの罰金を科される。
- (5) 生体認証データの付されていない長期居住許可（永住許可）
2011年4月末までに適法に発給された長期居住許可（永住許可）については、生体認証データが付されていない場合でも、右許可の有効期限満了日まで有効な居住許可として認められる。

【重要】

生体認証データの提供の際は当然ですが、右データの付された居住許可の受け取りの際も本人出頭が義務付けられています。代理人では受け取ることはできませんのでご注意ください。また、生体認証データの提供は、居住許可の取得を希望する全ての第三人に義務付けられており、免除規定はありません。

- (6) 生体認証データの管理
採取された生体認証データは、内務省によって外国人情報システム⁴¹に送付され、その後、右システム内にて管理されます。データは、居住許可の有効期間満了後（場合によってはキャンセル後）60日で廃棄（破壊）される⁴²。
- (7) 手数料
行政手続きに関する手数料を定めた法律によって、生体認証データの付された居住許可の発給には、以下の手数料が発生する。
- ア 居住許可（カード）の発行⁴³：2,500CZK（15歳未満1,000CZK）
イ 永住許可（カード）の発行：2,500CZK（15歳未満1,000CZK）
ウ 居住許可（記載内容等）の変更：1,000CZK
エ 居住許可（カード）の再発行⁴⁴：4,000CZK（15歳未満2,500CZK）

その他の重要情報

1. 旅行医療保険

チェコ共和国に90日を超えて滞在する場合、包括的な旅行医療保険への加入が必要である。保証額は1案件あたり最低60,000ユーロと定められているほか、チェコ外国人滞在法第180j条等に詳細な規定がある。

2. 住所登録⁴⁵

⁴¹ Foreign Information System

⁴² チェコ外国人滞在法第158a条及び同第160条等参照。

⁴³ 新規発行及び更新（有効期間延長）の意。

⁴⁴ 紛失・盗難・損傷・データ破損などが生じた場合。

⁴⁵ チェコ外国人滞在法第93条参照。

- (1) 外国人はチェコ入国後3業務日以内に、チェコ共和国内における住所を申告する義務がある。右義務は、15歳未満の者、ホテルなどに一時的に滞在する者には適用されない。
- (2) 永住許可を取得している外国人は、住所に関する事項に変更があった場合、その変更が180日を超えて継続すると見込まれる場合には、変更が発生した日から30日以内に届け出る義務がある。
- (3) 長期滞在査証または居住許可を取得している外国人は、住所に関する事項に変更があった場合、その変更が30日を超えて継続すると見込まれる場合には、変更が発生した日から30日以内に届け出る義務がある。

3. 公的書類の認証

査証または居住許可の取得等のために提出が求められる外国語による公的書類等には、特別認証⁴⁶若しくはチェコの在外公館による認証が必要となる。右認証は、当該文書の真正性を証明するために要求されるものである。但し、アポストイーユが付されている場合には、チェコの在外公館による認証は不要となる。

【重要】

当館が発給している各種証明書類のうち、チェコ当局に提出するものの多くにチェコ外務省領事局による特別認証が必要となります。他方、アポストイーユについては、日本の警察当局が発給する犯罪経歴証明書を提出する際に求められます。

注意事項

外国人の滞在に関する事項については、法規等の改正が頻繁に行われている。従って、チェコ共和国に滞在する外国人は、継続的な情報収集に努めるとともに、必要に応じて内務省地方支局に照会したり、外国人の滞在等に関する助言等を行っているNGOやNPOに連絡することをお勧めする。

内務省（外国人用問い合わせ電話番号）：974-832-421（または418）

（外国人用問い合わせメールアドレス）：pobyty@mver.cz

⁴⁶ Superlegalization